

## お客さま（協議申請者）

① 鉄道近接工事に該当するか否かのお問い合わせ

[近接工事の申請はこちら](#)

近接工事に「該当しない」場合  
工事着手可能です。

④ 近接工事に「該当する」場合

工事内容について打ち合わせをさせていただきます。  
内容によっては、現場状況を見ながらの打ち合わせを行います。

⑤ 協議書の提出

担当者より送付される協議申請書様式  
「計画協議書」を参考に協議書を作成し、  
関係書類を添付の上ご郵送お願いします。

⑧ 回答書の内容確認・承諾書の提出

回答書の内容に異議がなければ、担当者  
より送付される協議申請書様式「承諾  
書」を参考に承諾書を作成し、ご郵送お  
願いします。

⑨ 工事着手

回答書の内容を順守し、  
安全に作業を実施してください。

⑩ 工事完了連絡

工事が完了しましたら、担当窓口にご  
連絡をお願いします。

## 当社

② 鉄道近接工事に該当するかの判断

お問い合わせ内容をもとに鉄道近接作業  
に該当するか否かを判断いたします。  
※詳細についてメールまたは電話によりご質問  
させていただく場合がございます。

③ 回答

担当窓口より近接工事に該当するか否かを  
回答いたします。

該当  
する

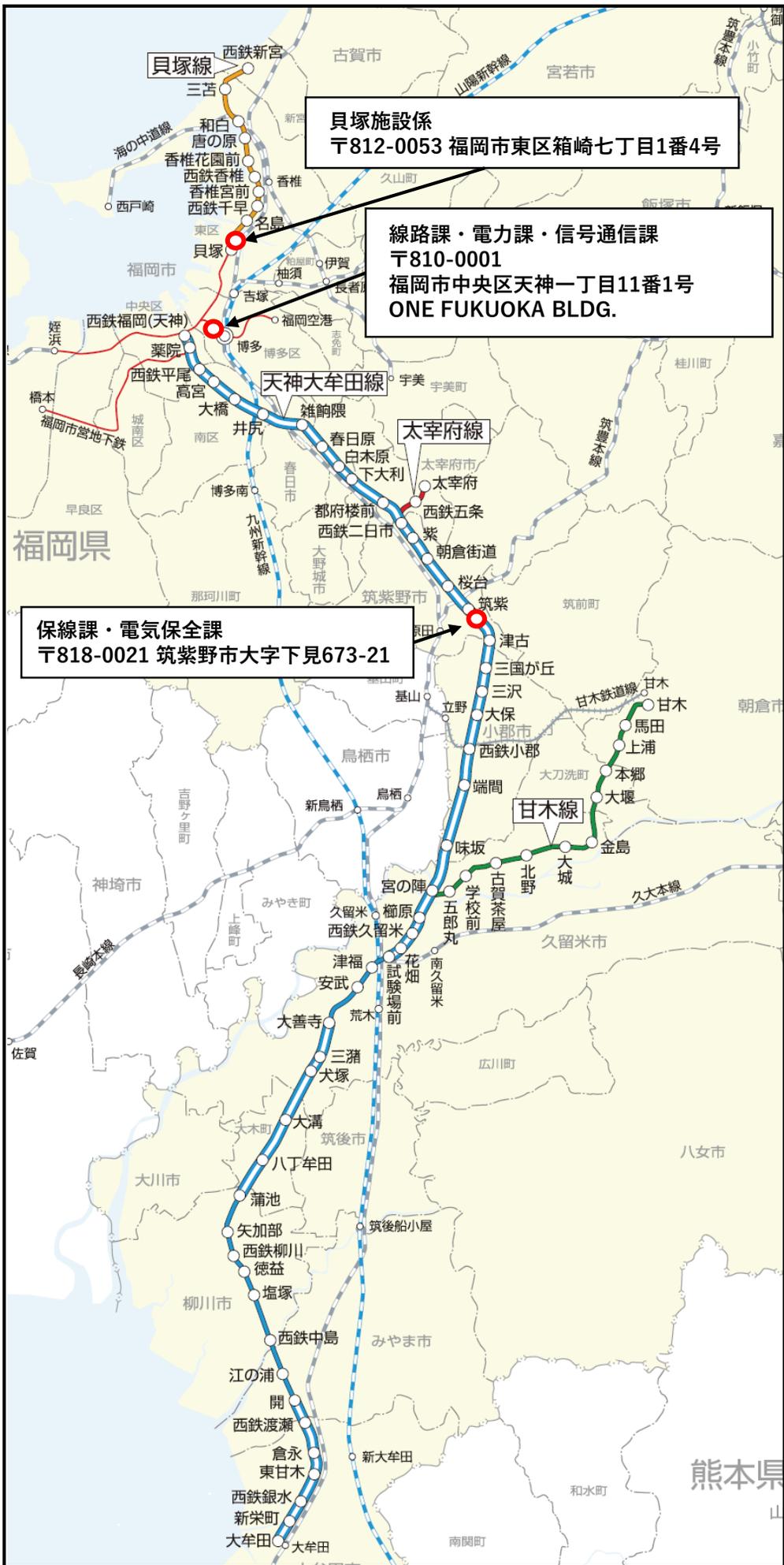
⑥ 協議書受付

⑦ 回答書の返送

立会の有無等、安全対策の必要性を判断  
いたします。  
判断内容を回答書に記載の上、郵送させ  
ていただきます。  
※通常1～2か月程、時間を要します。

⑪ 工事完了後

立会費等の請求がある場合は、  
請求書をお送りいたします。



**貝塚施設係**  
 〒812-0053 福岡市東区箱崎七丁目1番4号

**線路課・電力課・信号通信課**  
 〒810-0001  
 福岡市中央区天神一丁目11番1号  
 ONE FUKUOKA BLDG.

**保線課・電気保全課**  
 〒818-0021 筑紫野市大字下見673-21